

平成 25 年 3 月 21 日

大阪市長 様
大阪市会議長 様
大阪市教育長 様
大阪市選挙管理委員会委員長 様
大阪市代表監査委員 様
大阪市人事委員会委員長 様
大阪市交通局長 様
大阪市水道局長 様
大阪市病院局長 様
大阪市消防長 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播磨 政明

公益通報に係る調査時の留意点について（注意喚起）

平成 24 年 12 月に市立桜宮高等学校の生徒が自ら命を断つという大変痛ましい事案が発生しました。

この事案に関して、平成 23 年 9 月に同校の体罰に関する公益通報を受け付けていながらそれを活かしきれなかったことについては、本委員会としても極めて遺憾であるとともに、重く受け止めており、今後の公益通報に係る調査審議については、よりの確かつ慎重に行うことを確認しております。

そこで、公益通報に係る調査時の留意点については、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例及び同条例に係る事務取扱要領等により既に周知されているところですが、この度の事案を受け、次の点について再確認をお願いします。

なお、具体的な調査方法について疑問点やご不明な点がある場合は、本委員会事務局（総務局監察部）までお問い合わせください。

記

- 1 通報対象事案の内容に則して、通報で指摘されているなど当該事案に直接関係する職員や、当該職員に対して管理監督責任を問われる可能性のある職員を、調査をはじめとする当該事案の処理に関与させないよう配慮すること。
- 2 調査の客観性を担保するため、可能な限り 2 名以上の職員で調査を行うこと。
- 3 調査情報については、共有する職員及び共有する内容を必要最小限の範囲に止めること。